

第280回奄美大島海区漁業調整委員会

議 事 録

1 日程等

- (1) 日 時 令和7年2月20日（木） 15:00～16:00
- (2) 場 所 大島支庁本館4階大会議室
- (3) 出席者 別添「出席者名簿」のとおり

2 議事内容及び結果

- (1) 奄美大島海区漁業調整委員会事務規程の一部改正について（協議）
→ 原案のとおり承認する旨決定。
- (2) 知事許可漁業に係る制限措置等について（さんご漁業）（諮問）
→ 原案のとおり承認する旨決定。
- (3) 鹿児島県漁業調整規則の一部改正について（諮問）
→ 原案のとおり承認する旨決定。
- (4) 鹿児島県資源管理方針の変更について（諮問）
→ 原案のとおり承認する旨決定。
- (5) くろまぐろに関する令和7管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）
→ 原案のとおり承認する旨決定。
- (6) くろまぐろに関する令和6管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用について（報告）
- (7) 沖縄県ソデイカ漁船の旗数確認・指導について（報告）
- (8) その他

令和7年2月20日午後3時00分開会

【開 会】

山之内事務局長	皆様、お疲れ様です。それでは、定刻になりましたので、いよいよ、今年度最後になりますが、ただ今から第280回奄美大島海区漁業調整委員会を開催させていただきます。なお本日は、元山委員から所要のため欠席との連絡を受けております。委員10名中9名の出席ということで、奄美大島海区漁業調整委員会事務規定に定める定数の過半数に達しておりますので、本委員会は成立いたします。 では、早速議事に入りますが、毎回のことですが、委員の皆様が発言される場合は挙手いただいて、会長から指名を受けてから発言していただくようお願いいたします。 それでは、茂野会長から御挨拶と、それに続きまして議事の進行をお願いいたします。
茂野会長	はい。本日は令和6年度、そして、現委員での最後の委員会となりますので、最後までよろしくお願いいたします。 早速議事に入りますが、議事に入る前に、今回の議事録署名者を「前田委員」と「鳥居委員」にお願いしたいと思います。皆様よろしいですか。
各委員	(異議なし)
茂野会長	それでは今回は前田委員と鳥居委員にお願いします。 また、会長が委員として意見を述べるときは、会長代行を奥田委員とすることで御了承をお願いいたします。

【議事 1 奄美大島海区漁業調整委員会事務規程の一部改正について（協議）】

茂野会長

それでは、議事 1【奄美大島海区漁業調整委員会事務規程の一部改正について】を議題といたします。この件は、協議事項となっています。それでは、事務局から説明をお願いします。

丸山書記

事務局の丸山です。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、議事 1「奄美大島海区漁業調整委員会事務規程の一部改正について」を説明いたします。お手元の資料 1 を御覧ください。

資料 1 の 1 ページを御覧ください。改正理由について説明をいたします。1 の経緯について、本県には、鹿児島、熊毛、奄美大島の 3 つの海区がありまして、県内の漁業調整事項で複数の海区にまたがる事項を処理するとりまとめ的な役割として県連合海区が設置されておりますが、当海区事務規程の第 14 条に、県連合海区漁業調整委員会が設置された場合の当海区を代表する委員の選出方法及び任期が定められております。このうち、任期について、鹿児島及び熊毛海区を代表する委員の任期が 4 年とされているのに対して、当海区の委員については任期が 1 年とされているところです。このことについては、1 の 2 ポツ目ですが、4 年前の令和 3 年 4 月の委員会において、3 つの海区で連合海区委員の任期に違いがあること、そして、連合海区事務局から当海区を代表する委員の任期が 1 年であるところを他の 2 海区に合わせて 4 年とするよう県連合海区事務局から指導があったこと、委員から異論がなければ、事務規程の一部改正について、令和 3 年 4 月に開催した委員会の次に開催する委員会で諮る旨を説明し、特段の異見等いただかなかったところですが、肝心の一部改正について委員会に諮られないまま今日に至っているところです。

このため、令和 3 年 4 月の委員会において、当海区を代表する県連合海区の委員として、茂野会長、奥田委員、篤委員の 3 名が選出され、県連合海区委員会用務に従事いただいたところですが、本来であれば、事務規程に基づいて、令和 4 年度以降も毎年度、令和 3 年に選任した委員に再任いただくか、新たな委員を選任するかについて協議の上、選任をする必要があったのですが、その手続きが取られないまま令和 3 年に選任された 3 名の委員に県連合海区委員会の用務に従事いただいております。

そこで本日、資料 1 ページの 2 の部分になりますが、2 点のことについて委員の皆様にお諮りさせていただきたく存じます。まず 1 つ目は、2 (1) になりますが、令和 3 年 4 月の委員会において、県連合海区委員会委員の任期について、現規程で 1 年で再任可となっているところを 4 年とすることについて事務局より説明し、委員からは異論はなかったところですが、この点について、改めて、今後、事務規程における県連合海区委員会委員の任期に係る規程を 1 年から 4 年に改正する方向で進めていく方向性についてお諮りさせていただきたく存じます。

2つ目は、本来であれば令和4～6年度においても毎年度協議の上で選任すべきであった県連合海区委員会委員の取扱いについて、既に用務に従事いただいた実績があることも踏まえ、令和4～6年度における当海区を代表する県連合海区委員会委員については、令和3年4月の委員会で選任された3名の委員が再任されたものとして取扱うこととしたいのですが、この取扱いについてお諮りさせていただきたく存じます。

なお、今御説明をした2つの事項について、いずれも御了承いただけましたら、1ページの3の今後の予定の部分ですが、事務規程の改正に係る県関係当局との調整、承認後に、令和7年度第1回目の委員会、本年5月頃を予定しておりますが、その委員会において事務規程の改正についてお諮りをし、承認されましたら、改正内容について県公報への登載、そして、令和7年度第2回目の委員会において、改正後の事務規程に基づいて令和7年度からの県連合海区委員会委員の選出を行うという流れで考えております。

2ページ以降は参考資料になりますので、後ほどお目通しください。2～3ページに現在の当海区委員会事務規程が掲載されており、該当する条文を赤で囲っております。4ページには事務規程を改正する場合の改正部分に係る新旧対照表を掲載しております。5～6ページには参考までに鹿児島海区漁業調整委員会事務規程を掲載しており、該当する条文を赤で囲っております。なお、該当条文については、熊毛海区漁業調整委員会事務規程も同じ規程となっております。7～10ページには、令和3年4月に開催された当海区委員会の該当する議題を抜粋した議事録を掲載しております。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

茂野会長

説明が終わりましたが、御意見や御質問はありませんか。

各委員

(特になし)

茂野会長

それでは、質疑もないようですので、議事1については、原案のとおり承認することとしてよろしいですか。

各委員

(異議なし)

茂野会長

御異議がないようですので、議事1についてはそのように決定することといたします。

【議事 2 知事許可漁業に係る制限措置等について（さんご漁業）（諮問）】

茂野会長

次に、議事 2【知事許可漁業に係る制限措置等について（さんご漁業）】を議題といたします。この件は、諮問事項となっております。それでは、議事提出者である県から説明をお願いします。

村田漁業調整係長

水産振興課の村田です。よろしくお願いいたします。議題 2 について説明させていただきます。1 ページを御覧ください。本件は諮問事項ですので、諮問文を読み上げさせていただきます。水振第729号、令和 7 年 2 月 20 日。奄美大島海区漁業調整委員会会長様。鹿児島県知事。知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）。このことについて、漁業法第58条において準用する第42条第 1 項の制限措置の内容等を定めたいので、漁業法第58条において準用する第42条第 3 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

資料の 2 ページをお開きください。今回諮問させていただくのは、さんご漁業に関する制限措置等でございます。現許可者の許可の更新を想定した例年どおりの内容となっております。制限措置は表に示しているとおりで、許可すべき者は 1 者です。操業区域は 3 ページに示しております。申請すべき期間は令和 7 年 2 月 21 日から 3 月 21 日まで、許可の有効期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとなっております。

なお、昨年度より協議させていただいたさんご漁業の許可の取扱方針については、令和 7 年 1 月 1 日付けで改正を行いましたので、今回の諮問に係る案件からは、新しい許可方針に従って行うこととなります。

4 ページ目以降は参考資料となっておりますので、後ほどお目通しをお願いします。

説明については以上になります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

茂野会長

説明が終わりましたが、御意見や御質問はありませんか。
ないですか、奥田委員。質問。

奥田委員

もう、ないでしょう。

茂野会長

この件については、十分議論しましたから。（質問等は）ないですか。

奥田委員

この件については十分議論をして、あなた方（県）も議論に見合うような書類を持ってきて、この間承認した訳ですけど（※ 参考：さんご漁業の取扱方針の一部改正について、令和 6 年 12 月 16 日開催の第 279 回委員会の議題 6 で協議、承認した。）、この 1 者というのは、新たに 1 者ということですか。それとも、今の（これまで許可を受けている 1 者ということですか）。

村田漁業調整係長	今回の諮問の内容は、現許可者の改めての申請ということを想定しております。
茂野会長	（奥田委員、）よろしいですかね。現在、許可を受けている者ですね。
奥田委員	この間から議論している者からは申請はきていないということですか。
村田漁業調整係長	まずは、計画書を持ってきていただいてからがスタートとなるような形で御説明をさせていただいたところですけど、取扱方針が変わったということは先方は承知してまして、一度、計画書らしきものは持ってこられたんですけど、まだまだ新たな取扱方針に対応したような内容ではないので、そこについては指導を進めて参りたいと思っております。
篤委員	すみません、参考までにちょっと教えてください。操業区域が1から5までそれぞれの海域があるわけですけども、それぞれの海域ごとに1者ずつという許可ですか。
村田漁業調整係長	そのような内容になっております。 （※ 後ほど、「その他」の中で訂正の説明がされている。）
篤委員	この操業区域が空白なところが結構あるんですけど、例えば奄美本島より南側とか、トカラ列島の東側とか、三島村海区ってのがあってのかなと思って見てたんですけど三島村（海区）は結構狭いんですけど。 この操業区域ってのはどうやって、参考までにでいいですけど、決められたのですか。
村田漁業調整係長	資料の5ページをお開きいただければ座標の区域についての図示されているものがあります。これは過去からこのような形で区域が設定された中でずっと続けてきてるということになります。
篤委員	昔、徳之島近海でもさんが獲れたというような、確か物の本で読んだこともあるんですけど、何となく三島村のこの狭いエリアで商売になるのかなという、ちょっと気持ちがしたんですけど、あんまり本題とは関係ございませんけど、分かりました。ありがとうございます。
茂野会長	他に質問はございませんか。よろしいですか。 それでは、これ以上の質疑もないようですので、議事2については、原案のとおり定めることを適当とする旨、答申してよろしいですか。

各委員 (異議なし)

茂野会長 御異議がないようですので、議事2については原案のとおり答申することと決定いたします。

【議事3 鹿児島県漁業調整規則の一部改正について（諮問）】

茂野会長 それでは、議事3【鹿児島県漁業調整規則の一部改正について】を議題といたします。この件は、諮問事項となっています。それでは、議事提出者である県から説明をお願いします。

村田漁業調整係長 はい。資料3でございます。資料3の1ページをお開きください。本議題は諮問事項ですので、諮問文を読み上げさせていただきます。水振第757号、令和7年2月20日。奄美大島海区漁業調整委員会会長様。鹿児島県知事。鹿児島県漁業調整規則の一部改正について（諮問）。このことについて、別紙のとおり改正したいので、漁業法第57条第5項及び第119条第8項並びに水産資源保護法第4条第7項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

3ページをご覧ください。鹿児島県漁業調整規則の一部改正について説明させていただきます。改正内容は、法律の改正に伴う改正が2点、文言の適正化による改正が1点、合計3点でございます。

資料の「1 改正の理由」、(1)から(3)を御覧ください。まず1点目、(1)です。漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化に関する法律、いわゆる水産流通適正化法の一部改正に伴う改正です。漁業法の改正により、衛生船位測定送信機、VMSやAISとかが含まれておりますが、これらについて、常時作動を命じられた者は、通信妨害や、電子発信機の機能を損なう行為をしてはならないと新たに規定されたため、県漁業調整規則においても同様に規定するものとなっております。

次に2点目です。刑法の一部改正に伴う改正となります。改正内容は、これまで刑法で定められていた罰則の懲役ですとか、禁固というものを廃止し、本年6月1日から新たにこれらが拘禁刑に変わることとなっております。このことから、漁業調整規則の罰則においても、懲役という文言がありますが、これを法改正に合わせて拘禁刑という形に改正するものでございます。

最後に3点目は、文言の適正化に関するもので、漁業調整規則第59条、第60条は、法人に属する者が違反を行った場合、違反者だけでなくその者が所属する法人も罰せられる、両罰規定の対象になっておりますが、この規定の違反者が人、人間を対象として、人間は入りますが法人は入らないということを明確化する文言の適正化に係る改正となっております。

以上３点の改正ですが、これは全国の都道府県でも同様の改正をすることとなっております。具体的な規定ぶりは「２ 改正内容」の（１）から（３）をご覧ください。

４ページの「３ 施行期日」ですが、公布の日からの施行となりますが、拘禁刑に関する規定は、改正刑法の施行日に合わせて、６月１日となっております。また、「４ 経過措置」として、施行日以前に行った行為の処罰は、従前の規定による規定を刑法と同じように設けております。

なお今後、内容の変更を伴わない軽微な字句等の修正については、御了承をお願いしたいと思います。説明については以上になります。

茂野会長

説明が終わりましたが、御意見や御質問はありませんか。

鳥居委員

１点確認なんですけど、４ページの一番上の２番のところですね、電子機器の機能を損なう行為をしてはならないと、これ、故意に漁場で切るだとか、そういったことが該当すると思えばよろしいでしょうか。

村田漁業調整係
長

委員御指摘のとおりでございます。

茂野会長

他に質問はございませんか。

それでは、これ以上の質疑もないようですので、議事３については、原案のとおり定めることを適当とする旨、答申してよろしいですか。

各委員

（異議なし）

茂野会長

御異議がないようですので、議事３については原案のとおり答申することと決定いたします。

【議事4 鹿児島県資源管理方針の変更について（諮問）】

茂野会長

それでは、議事4【鹿児島県資源管理方針の変更について】を議題といたします。この件は、諮問事項となっています。それでは、議事提出者である県から説明をお願いします。

吉田水産技師

水産振興課漁業監理係の吉田と申します。本日はよろしく申し上げます。資料4をお手元に御用意ください。本議題は諮問事項となりますので、諮問文を読み上げます。次のページをお開きください。水振第756号、令和7年2月20日（水産振興課扱い）。奄美大島海区漁業調整委員会会長様。鹿児島県知事。鹿児島県資源管理方針の変更について（諮問）。このことについて、鹿児島県資源管理方針を変更したいので、漁業法第14条第4項及び同条第10項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

はじめに、概要についてです。1枚お開きください。1ページ目です。今回の変更点、3つございます。まず1点目は、水産庁が作成する資源管理基本方針の変更に伴い、県の資源管理方針の変更が必要になったもの。2点目は、WCPFC北小委員会等の合意内容に基づく国の資源管理基本方針の変更に倣い、くろまぐろ小型魚の資源管理について記載を修正したもの。3点目は文言の軽微な修正となっております。

下の変更内容を御覧ください。まず1点目の国基本方針に伴う変更についてですが、ぶりは、本年4月よりステップアップ方式によるTAC管理のステップ1が開始されるということから、国基本方針の別紙2に変更がされます。ちなみに鹿児島県ではこのTAC管理は7月からスタートになります。これを受けまして、本県では、別紙3から別紙1に変更するものとなります。この変更により、下の表の中ですが、掲載資源数49資源というのに変更はございませんが、別紙3が33資源から32資源へ減少し、別紙1が9資源から10資源へ増加することになります。また、ページの下部に記載をしていますとおり、ぶりのTAC管理は、ステップアップ管理のステップ1ということで、本年1月にスタートしました、まだ日本海西部・東シナ海系群、令和6年1月からスタートしました、かたくちいわし（対馬暖流系群）、うるめいわし対馬暖流系群と同様に漁獲量の報告体制を整備する期間ということから、各都道府県への漁獲可能量の配分、また採捕停止命令といったものは行われません。

次に、2ページ目をお開きください。くろまぐろ小型魚の記載についてです。今回、記載を変更する理由としましては、昨年開催されましたWCPFC北小委員会において、令和7管理年度以降の措置として、大型魚が50%、小型魚が10%の増枠等について勧告、その後、開催されましたWCPFC年次会合において合意されたということは皆様記憶に新しいことかと存じます。このうち、小型魚については今回初めての増枠だったのですが、この増枠後も2キロ未満の0歳魚、0歳魚は大体2キロ未満ということで資源評価がされているのですが、この2キロ未満の個体、0歳魚の漁獲量をTACの基準年と言われる、平成14年、2002年1月1日か

ら平成16年、2004年12月末までの平均漁獲実績の2分の1の数量から増やさないためのあらゆる努力をすることで、こういう努力規定というのが定められた上での合意ということになっております。これを受けて水産庁は、国及び都道府県は、0歳魚の漁獲を令和6管理年度の水準から増加させないために必要な取り組みや関係する漁業者に対する指導を行うこととする旨を国の基本方針に追記しており、これを受けて、本県も県方針を変更し、同様の追記を行うものです。

内容としては、「2) 変更内容」のとおりです。読み上げますと、0歳魚(2キログラム未満)の漁獲を令和6管理年度の水準から増加させないために必要な取り組みや関係する漁業者に対する指導を行う、というものになります。

なお、本件については、昨年末に関係漁協に浜回り行い、取り組みへの御賛同というものはいただいております、昨年12月24日付けで県内の沿海漁協あてに依頼文の発送というのをやっている状況です。

変更内容については、3ページ目以降の新旧対照表で御説明いたします。3ページ目をお開きください。左側が改正後、右側が改正前となっており、アンダーラインの部分が今回の変更内容で、上から順に説明いたします。

まず、改正日、こちらは、各海区委員会に諮問が終わった後、水産庁から承認をいただき、本県が告示をした日というのを記載いたします。続いて第8、こちらには、県方針内に具体的にどのような魚種について定められているかについて記載されていますが、今回ぶりが別紙1に加わりましたので、これまではまあじからまだいまでだったのが、まあじからぶりへと改正をいたします。

続きまして、ページ下部の別紙1-3、特定水産資源のくろまぐろ小型魚の「第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項」について、これまでは特になしとしていたところを、先ほど御説明いたしましたとおり、0歳魚(2キログラム未満)の漁獲を令和6管理年度の水準から増加させないために必要な取り組みや関係する漁業者に対する指導を行う、というくろまぐろ小型魚保護に関する記載を追加しています。

次に4ページ目をお開きください。4ページ目には、別紙1-10、「第1 特定水産資源」のぶりの変更内容が記載されています。こちらでも先ほど御説明をしましたとおり、今回新たに加えたものとなります。記載の内容としましては、かたくちいわし(対馬暖流系群)、うるめいわし対馬暖流系群、まだい日本海西部・東シナ海系群と同様に、ステップアップ方式のTAC管理におけるステップ1となりますので、現行水準の魚種と似たような書きぶりとなっています。また、内容は記載のとおりですので説明は割愛をいたします。

その他について、番号のずれや文言の修正を行っておりますので、新旧対照表及び8ページ以降の溶込み版にて御確認いただければと思います。

2 ページにお戻りください。今後の手続きについて御説明いたします。今後の手続きとしましては、3月上旬までに各海区漁業調整委員会へ諮問を行い、答申をいただくことができましたら、農林水産大臣へ変更承認申請を提出、承認通知を受け取った後、県公報及びホームページにて公表し、変更に係る手続きが完了となります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

茂野会長

説明が終わりましたが、御意見や御質問はありませんか。

鳥居委員

今回の内容と言いますか、ぶりの漁獲なんですけども、この奄美海域ではぶりの漁獲実績というのはどれぐらいあるのでしょうか。

吉田水産技師

奄美海域では、ぶりの漁獲実績というのはほとんどないと記憶しております。

鳥居委員

ありがとうございます。あまり奄美には影響なさそうということでしょうか。

茂野会長

そうですね。はい、事務局お願いします。

吉田水産技師

奄美海域については、特段、ぶりに関しては影響はないんですが、くろまぐろの小型の方が関わってくるかと思ひまして、今回、御説明に参加したところでございます。

篤委員

すいません。ぶりについてはTAC管理になるということで、もじゃこもこれ入ると思うんですけど、その漁獲割当てといたしますか、管理という手法は、くろまぐろみたいに小型と大型を分けたり、もじゃここと、いわゆる普通のぶりとを分けて管理することになるんですか。

吉田水産技師

御質問ありがとうございます。このぶりのTAC管理についてですが、もじゃこも管理には含まれます。ただ全体として、もじゃこぶりと分けるわけではなく、もじゃこに関しては、今、需給契約に基づいて採捕を行っていると思うのですが、そこは守っていただいて、その契約に基づいた数量というのは取っていただくことは可能と水産庁は明言をしている状態です。もじゃこも成魚も含めて全体をTACという位置づけ、考え方になります。

篤委員

一応、もじゃこ漁業の皆さん方は、一応そこは確保されてると考えていいんですね。

吉田水産技師	現状は、そういうことは水産庁から言われている段階、またTAC管理が進んでいって、TAC管理の数量は資源評価に基づいて設定されていくものなので、今後資源がどうなるかというのはちょっと読めないところですが、現状は需給契約に基づいた採捕というのは担保されていると考えています。
篤委員	あと1点すみません。（くろ）まぐろの件ですけれども、いわゆる2分の1の数量から増やさないためのいわゆる努力目標というのが出ているんですけれども、ということは（令和）6（管理）年（度）に割り当てられたくろまぐろ小型魚の量を、今後は超えることはないっていう認識でいいんですかね。
吉田水産技師	水産庁が、WCPFCでも、こういう取り決めがされた意図というのは、小型魚は増やしますけど、今回、くろまぐろ資源が増えた背景としては、こういう小型魚を保護してきた、漁獲圧を制限してきた結果、小型魚が大型魚になって資源が増えましたというのが一番大きいのではないかとわれてるところです。なので、今回小型魚、増枠してあげるけど、資源に影響を与えるような生まれたばかりの小さい個体は今までよりは取らないでね、という考え方です。 そういう考え方ですので、これまでより増やさない努力をしてください。増やさないでくださいと言ってるわけではないので、小型魚の保護の意識づけというか、そういった意味合いで今回、我々も県の資源管理方針に記載させていただきまししたし、各漁協へと浜回りに行かせていただいたところです。以上です。
篤委員	ありがとうございました。いわゆる引き続き小型魚は捕らないでいればどんどんどんどん増えていきますよという、そういう目的なんですね。わかりました。
茂野会長	他に質問はございませんか。よろしいですか。 それでは、これ以上の質疑もないようですので、議事4については、原案のとおり定めることを適当とする旨、答申してよろしいですか。
各委員	（異議なし）
茂野会長	御異議がないようですので、議事4については原案のとおり答申することと決定いたします。

【議事 5 くろまぐろに関する令和 7 管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）】

茂野会長

それでは、議事 5 【くろまぐろに関する令和 7 管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定について】を議題といたします。この件は、諮問事項となっています。議事提出者である県から説明をお願いします。

吉田水産技師

漁業監理係の吉田です。続けて私から説明させていただきます。資料 5 を御用意ください。本議題は諮問事項ですので、諮問文を読み上げます。1 ページをお開きください。水振第 683 号、令和 7 年 2 月 20 日（水産振興課扱い）。奄美大島海区漁業調整委員会会長様。鹿児島県知事。くろまぐろに関する令和 7 管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）。このことについて、本県の知事管理漁獲可能量を定めたいので、漁業法第 16 条第 2 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

次のページをお開きください。初めに 1 点、令和 7 管理年度につきましては、先ほども御説明をしましたが、昨年末に開催されました WCPFC 年次会合において、小型魚 10%、大型魚の 50% の増枠の措置が採択されたことにより、当初配分数量が令和 6 管理年度から増加をしているところ です。

まず、30 キロ未満の小型魚についてです。令和 7 管理年度、本県に配分されました数量は 41.3 トンです。本県の令和 6 管理年度における当初配分数量は 14.2 トンでしたので、27.1 トンの増枠となっています。各管理区分への配分ルールにつきましては、概ね 1 割を県の留保とし、残りの概ね 9 割を平成 22 から 24 年漁期の漁獲実績の平均値の比率に応じてそれぞれの知事管理区分に按分することを基本としつつ、可能な限り直近の漁獲実績を反映することとされています。

次に、知事管理漁獲可能量の設定についてです。管理区分ごとへの配分については、直近である令和 5 管理年度の漁獲実績を反映したいと考えており、その際の配分比率は、定置漁業対その他漁業が 74 対 26 となります。県留保の 4.1 トンを除いた 37.2 トンを前述の比率で按分しますと、定置漁業は 27.5 トン、その他漁業が 9.7 トンとなり、この数字を採用したいと考えているところです。また、小型魚については、各管理区分、上半期と下半期に分けて管理をすることとしていることから、上半期への配分というのは、それぞれの管理区分における最大実績を賄える数量としたいと考えており、その数字が、表中の一番右の数字、読み上げますと、定置漁業の上半期が 6 トン、定置漁業下半期が 21.5 トン、その他漁業の上半期は 2 トン、その他漁業の下半期は 7.7 トンとなっています。上半期に消化しきれなかった漁獲枠というのは下半期に繰り越されることになっております。

次に、30キロ以上の大型魚についてです。令和7管理年度、本県に配分された数量は30.8トンです。本県の令和6管理年度における当初配分数量は8.9トンでしたので、21.9トンの増枠となっています。管理区分への配分ルールは小型魚と同じですので割愛をさせていただきます。

知事管理漁獲可能量の設定について、大型魚についても管理区分ごとの配分には、小型魚と同様に、直近である令和5管理年度の漁獲実績を反映することとしたいと考えています。その際の配分比率は、定置漁業対その他漁業が約61対39となることから、本県の留保3トンを除いた、27.8トンを前述の比率で按分しますと、定置漁業は17トン、その他漁業は10.8トンとなり、この数字を採用したいと考えております。

以上で説明は終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

茂野会長

説明が終わりましたが、御意見や御質問はありませんか。

各委員

(特になし)

茂野会長

それでは、質疑もないようですので、議事5については、原案のとおり定めることを適当とする旨、答申してよろしいですか。

各委員

(異議なし)

茂野会長

御異議がないようですので、議事5については原案のとおり答申することと決定いたします。

【議事6 くろまぐろに関する令和6管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用について(報告)】

茂野会長

それでは、次に、議事6【くろまぐろに関する令和6管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用について】を議題といたします。この件は報告事項となっております。それでは、議事提出者である県から説明をお願いします。

吉田水産技師

続けて私から説明をさせていただきます。資料6を御用意ください。1ページお開きいただきまして、まず概要から説明をさせていただきます。

今回は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までを期間とする令和6管理年度において、県留保からの配分と、秋田県からの融通を受けて、本県くろまぐろ漁業の各管理区分に配分をいたしましたので、その報告となります。

具体的な内訳としては、県留保から大型魚1.3トン、小型魚2トンを配分し、秋田県から、大型魚7トン、小型魚2トンを融通いただきました。

各管理区分への配分ルールとしては、概ね1割を県留保とし、残りの概ね9割を平成22から24年漁期の漁獲実績の平均値の比率に応じて、それぞれの知事管理区分に按分することを基本としつつ、可能な限り、直近の漁獲実績を反映することとされています。また、管理年度中に、国からの追加配分等により本県の知事管理漁獲可能量が増加した場合は、上記の配分基準に応じて当該漁獲量を配分します。

配布方法は、令和2～4管理年度の漁獲実績を基に、管理区分ごとに次の比率で配分をしており、今回譲渡いただいた部分についても同じような比率を適用しています。

まず、30キロ未満の小型魚についてです。「2 配分結果」の2-1を御覧ください。小型魚への配分比率は、定置漁業対その他くろまぐろ漁業が79対21なっています。小型魚は、秋田県からの融通及び県留保枠からの追加配分を合わせて4トンの追加となり、上半期の漁獲可能量に定置漁業に3トン、その他のくろまぐろ漁業に0.8トンの追加となりました。変更後の漁獲可能量は、定置漁業が19.9トン、その他のくろまぐろ漁業が5.4トンで、合計で25.3トンとなりました。

次に、大型魚についてです。2ページ目をお開きください。大型魚への配分比率は、定置漁業対その他のくろまぐろ漁業が63対37となっています。大型量は、秋田県からの融通及び県留保枠からの追加配分を合わせて8.3トンの追加となり、定置漁業は5.3トン、その他くろまぐろ漁業は3.0トンの追加となりました。変更後の漁獲可能量は定置漁業が13.4トン、その他くろまぐろ漁業が7.7トンで、合計21.2トンとなっております。

小型魚における県留保枠からの追加配分については、1月17日付けの県公報により告示済となっております。また、秋田県からの融通及びくろまぐろ大型魚における鹿児島県留保枠からの追加配分については、1月31日付けの県公報により告示済となっています。

また、資料には記載をしておりますませんが、令和6管理年度の漁獲実績を御報告いたします。最新の2月19日時点で、定置漁業における大型魚は、14.7トンの漁獲枠に対して、88%の消化率となる12.9トン。すいません、先に御報告をしてなかったんですが、この海区の報告の資料を作った後に、秋田県から追加で2トンの大型魚の融通をいただきました。これに関しては、また次の会議で報告をさせていただきますが、一旦、口頭で御報告をいたします。ですので、大型魚、定置漁業が14.7トンまで枠が増枠している状況で、現状88%の紹介となる12.9トンの漁獲量となっております。大型魚におけるその他漁船漁業に関しましては、8.4トンの漁獲枠に対して44%の消化率となる3.7トンとなっております。

なお大型魚については、定置漁業が今年の6月26日より採捕停止となっております。

大型魚、その他漁船漁業についても採捕停止となっていました。今回秋田県から融通いただきましたところ、採捕停止を解除できる消化率となったため、採捕停止を解除しているところです。

一方、定置漁業における小型魚は、19.9トンの漁獲枠に対して、約51%の消化率となる約10トン、その他漁船漁業における小型魚は5.4トンの漁獲枠に対して約94%の消化率になる5.1トンとなっております。

なお、小型魚におけるその他漁船漁業については、1月22日より採捕停止となっている状況です。

以上で報告を終わります。

茂野会長

説明が終わりましたが、御意見や御質問はありませんか。

杉委員

杉といいます。大型魚のその他の漁獲枠の残は、3月いっぱいまでで何トン残ってますでしょうか。

吉田水産技師

追加配分、今日報告できてない秋田県からの2トン追加も含めますと、大型魚のその他漁業は4.7トン残っている状況です。

茂野会長

他に質問はございませんか。いいですか。

それでは、これ以上の質疑もないようですので、議事6についてはこれで終了いたします。

【その他 議題2の説明内容の修正について】

茂野会長

次に「その他」ということで、事務局、県からお願いします。

村田漁業調整係
長

水産振興課の村田です。

議題2の知事許可漁業に係る制限措置等の公示のところの委員からの（御質問に対する）説明の中で、「各海区ごとにその許可が行われますか」ということで御質問を受けましたが、私の方で、「各海域ごとに許可されます」という回答をしましたが、許可上は、海域が区切られていますが、海域すべてを1つの申請書で申請がされ、1つの許可を行うような形になっておりますので、説明内容について修正させていただきます。

【その他 沖縄県ソデイカ漁船の旗数確認・指導について（報告）】

茂野会長

事務局，その他何かありますか。

宍道事務局次長

事務局の宍道から1点報告事項がございますので、口頭にて説明させていただきます。

今年に入ってから、1月24日金曜日のことなんですけれども、私はちょっと別件で喜界島漁協の、喜界島の方に出張に行っていた際にですね、沖縄県のソデイカ旗流し漁船についてですね、旗数制限違反をその現場で認めたものですから、急きょ立ち入り検査を行ったということで、詳細について概要を説明させていただきます。

別件でですね、喜界島の早町漁港に立ち寄った際にですね、このときがちょうど荒天、非常に海上が時化てまして、荒天回避のために沖縄県のソデイカ旗流し漁船約12隻がですね、入港しているというような状況でした。そのうち2隻に旗数制限違反が疑われましたため、船主らの了解を経て、急きょ、立ち入り検査を実施したところでございます。

結果としましては、50海里を超える海域で操業することを目的とする場合、使用する漁船に搭載する旗及び旗数の数は、操業時の旗及び旗竿の亡失に対する予備数を含め、1隻当たり50本以内と奄美海区（漁業）調整委員会指示において規定されているところ、1隻が17本超過、もう1隻が10本超過していることを確認いたしました。

両船主ともにこれを認めてですね、素直に当方の指導に應對したところでございまして、また、委員会指示の内容が、そのような内容であるということは承知をしていたということでございました。

指導等といたしまして、委員会指示の内容ですね、50マイル以遠で操業する場合50本まで、50マイル以内で操業する場合30本までという指示の内容を改めて確認をいたしまして、また、船に搭載できる旗数を規定しているわけですから、30本を超えて船に旗を搭載した場合、50マイル以内では操業することはできないということですよということも、併せてですね、確認をさせたところでございます。

また、超過分の旗をですね、陸揚げさせまして、証拠写真を撮影いたしまして、超過している旗竿については、所属漁協に送り返す、あるいは知人に預ける、あるいは誰かに譲渡する、など、適正に処分し、今後、船に搭載して出漁することがないように、きつく指導したところでございます。

併せて、ソデイカの生態、1年魚だということですね、毎年毎年の管理が非常に重要だということ、また資源管理や持続的利用の重要性、また、奄美地区の漁業者は皆さん委員会指示を守ってるんですよと、そういう人たちの庭先で勝手なことをしてもらっては困るということも併せて伝えまして、理解を求めたところでございます。

以上です。

茂野会長

これについて何かないですか。報告でしたけども。大丈夫ですか。

各委員 (特になし)

【その他】

- 茂野会長 その他、委員、事務局から何かございませんか。
- 丸山書記 今期の委員の皆様におかれましては、今回の委員会が最後ということで、4月からは委員が変わることになりますが、次の委員会については一応、5月頃を予定してますので、今期から引き続き委員になれる、任命される方につきましては、また改めて日程調整をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。
- 茂野会長 その他、委員のほうから何かございませんでしょうか。
- 杉委員 沖縄の方なんですけども、100海里以上200海里までの申請をして、ちょっと耳にはさんだのですけど、2隻、許可を取って操業してるみたいなのですが、沖縄の方からまたその申し出、と言いますか話が出てからだとは思うんですけど、100海里以上200海里以内の、また本数制限がどうなるかという話も出てくると思いますので、心づもりをお願いします。以上です。
- 穴道事務局次長 今、杉委員のほうから、ちょっと私どもも知らなかった情報を御提供いただきましてありがとうございました。
- 先ほど、喜界島の方ですね、沖縄船の旗数違反の話しか報告しなかったんですが、もう1点、宮崎の船ですね、私が見た限りではまぐろはえ縄船だと思います。それがですね、後ろをがっばり囲ってるタイプの船形ですので、まぐろはえ縄船に違いはないのですが、これは沖縄船から情報を得てですね、あいつらははえ縄じゃなくて旗流しでソデイカをとってるよということで、行って見てこいと言われたので見に行ったんです。そしたら、確かに、黒い旗を何本も積んでですね、そういうのが同じこの早町漁港に避難しているのを確認しております。
- 沖縄船から得た情報では、結構、宮崎のそういうまぐろはえ縄船が、100マイル以遠で操業する権利を持ってる船がいて、結構100マイル以遠でソデイカを旗流しで捕ってるらしいよっていう話も聞いてまして、その事実確認が必要かと思うんですけども、あるいはその四国沖とかですね、そういったところでも今、ソデイカの値段が高くなっているという背景もあって、かなり沿岸ではなくて、遠く離れたところでソデイカ漁というのが、結構普及してるんだということをですね、聞いております。

1年1年で更新していく資源だということ、非常に危機感を私は持っているわけなんですけれども、資源管理の枠組みというのを、鹿児島・沖縄だけで考えていいのかとかですね、もう少し広域で、資源管理のあり方というものを考える必要があるのかなというような印象も持っているところです。

色々今後、関係各県ともですね、情報交換等しながらですね、事実確認等をしていく必要があるのかなと思っているところです。

茂野会長

他に何か委員のほうから、その他ございませんか。ないですか。

特にないようですので、以上で、本日予定されておりました全ての議事を終了いたします。議事進行に御協力いただき、ありがとうございます。

山之内事務局長

それでは、以上をもちまして、第280回奄美大島海区漁業調整委員会を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。

議事録署名

茂野 拓真



前田 啓一



鳥居 享司

